

第 3 6 回

総会議事録

日 時 令和 2 年 4 月 1 3 日 (月) 1 3 時 1 5 分
場 所 山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

平成 31 年 1 月 20 日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、運営委員、編集委員
出	4	會田 典男	
出	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第 2 ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
出	9	丸子 宏	第 3 ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第 1 ブロック長
出	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、第 4 ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
出	14	草苺 典美	
欠	15	佐藤 幸悦	
欠	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、運営委員
欠	17	推名 俊明	
欠	18	石川 富夫	
欠	19	高橋 一敏	
欠	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
欠	21	伊藤 博良	
欠	22	鍵水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	高橋 権太郎	会長

第36回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議 事

議 第187号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第188号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 第189号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第190号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第6 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地法第5条の規定による許可について

第7 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和2年5月13日（水）

次回の委員調査について 令和2年5月11日（月）

第8 その他

農用地等一覧表の記入について（依頼）

（蔵王・村木沢・西山形・出羽・楯山・高瀬）

第9 閉 会

第36回総会議事録

(令和2年4月13日(月) 市庁舎 10階 委員会開催室)

出席委員 16名

欠席委員 8名

開 会 午後1時15分

事務局次長	<p>開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、出席委員数16名、欠席委員数8名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 議長は、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はございません。 それでは、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議 長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことをご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、3番 長澤 委員、4番 會田 委員にお願いし、書記に小笠原 主幹を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。 議 第187号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>議 第187号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。 2ページの75号から5ページの88号までの14件です。 2ページをお願いします。 75号について、無償受贈です。 譲受人は農業をして58年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。 76号について、隣接地の買受です。 譲受人は農業をして45年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。</p>

	<p>77号について、所有権移転による経営拡張です。 譲受人は農業をして30年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。</p> <p>続いて、3ページをお願いします。</p> <p>78号について、隣接地の買受です。 譲受人は農業をして51年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。</p> <p>79号について、所有権移転による経営拡張です。 譲受人は農業をして20年になる方で、現在、妻と子の3人で農業に従事しております。</p> <p>80号、81号について、同じ譲受人による隣接地の買受です。 譲受人は農業をして50年になる方で、現在、妻と母の3人で農業に従事しております。</p> <p>82号について、規則第17条第2項の規定による下限面積の指定を受けた一体利用農地の買受です。委員調査案件となっております。</p> <p>83号について、賃借権設定による法人の新規就農です。 委員調査案件となっております。</p> <p>続いて、4ページをお願いします。</p> <p>84号、85号、86号について、賃借権設定による法人の新規就農です。 委員調査案件となっております。</p> <p>87号について、使用貸借権の設定による経営拡張です。 譲受人は農業をして3年になる方で、現在、1人で農業に従事しております。</p> <p>続いて、5ページをお願いします。</p> <p>88号について、農業者年金の再設定のための使用貸借権の設定です。 譲受人は農業をして27年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 82号案件について9番 丸子 委員から報告をお願いします。</p>
丸 子 委 員	<p>9番 丸子です。82号案件について、ご報告させていただきます。 申請地については、議案書記載のとおりです。 権利の種類については、新規就農と所有権の移転です。農地法施行規則17条第2項が適用されるものです。 譲受人は、自営で不動産関係の仕事を行っております。妻と二人暮らしで、農業に従事日数は二人とも150日となっております。</p>

	<p>使用目的については、山菜と自家用の野菜の栽培です。</p> <p>農業機械の所有状況は今のところありませんが、電動の耕耘機を購入する予定だそうです。購入する家には、以前住んでいた方の農機具も残っており、使用できる物も有りました。</p> <p>売買価格ですが、10aあたり [REDACTED]、総額 [REDACTED] になります。</p> <p>通作距離は、9.5km、車で約12分となっています。</p> <p>その他としまして、購入する家はたいへん古い家で、移住する予定は無いという事なので、不動産業で使用する器材と軽トラックの格納に使用するという事でした</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断した次第です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>ご苦労様でした。続きまして、83号案件について8番 日下部 委員から報告お願ひします</p>
<p>日下部委員</p>	<p>はい、8番 日下部です。申請地は、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>権利の種類は、賃借権の設定です。農地法第3条第3項の適用で解除条件付き許可です。</p> <p>畑を借りる目的は、コーヒー製造業として、コーヒー業界の発展に貢献するため、コーヒー豆の国内栽培に取り組みたく、申請に至っております。</p> <p>賃貸借契約の概要ですが、契約期間は [REDACTED]、賃借料は10aあたり [REDACTED] で総額 [REDACTED] です。その他として、農地法第3条第3項の規定により、農地を適正に利用していない場合に、賃貸人が契約を解除できる旨の特約があります。また、契約終了後の原状回復の取決めについて明記しています。</p> <p>現在の営農状況ですが、田0㎡、畑0㎡、樹園地0㎡という事で、借受人は新規就農者です。</p> <p>栽培計画については、ハウスにはコーヒー豆、露地畑にはそ菜の作付けを予定しています。</p> <p>ハウスにコーヒーの木を植えて、2年目より収穫可能となり、4～5年で本格的な収穫ができるという事でした。また、ハウス内には100本作付け予定という事でした。</p> <p>露地畑については、耕耘機で耕起し、苗を手作業で植えつけます。その後、月1回程度肥料を投じながら無農薬で栽培するという事です。植え付け作物は、ハーブ・ミントで、ソフトクリームの材料として使う予定だそうです。また、そ菜は社内で皆に分けるという事でした。</p> <p>農作業の従事者に関しては、取締役の方が常時従事するという事です。繁忙期には社員を3～4名程度農作業従事者として投入するそうです。営農指導については、広島県でコーヒー豆の栽培に成功している [REDACTED] から栽培の技術、ノウハウについての指導を受けるそうです。通作距離については、会社から4.8km、車で約10分くらいだそうです。</p>

	<p>街化区域で栽培しているブルーベリーを移植する予定です。</p> <p>農作業従事者ですが、代表取締役と取締役2名となっています。初年度の収穫量は、3年後には2tの収穫量を見込んでいますが、収穫作業で人手が足りないのであれば、収穫期間を延ばす事により対応可能だという事でした。ただ、状況によっては臨時雇用も考えるという事でした。</p> <p>通作距離は約8kmとなっています。</p> <p>農業機械の所有状況ですが、軽トラック、耕耘機があります。</p> <p>事業費ですが、ハウスの移設費用等として■■■■■を計画しています。</p> <p>地域での取り決め・協同活動等への参加ですが、代表取締役が、これまで個人で山形農協、山形市農協両方に加入しており、引き続き地域の共同作業に参加するとしています。</p> <p>また、地域における取り決めへの遵守、話し合い活動等へ参加していく旨の確約書を農業委員会あて提出しています。</p> <p>改良区の賦課金は所有者が支払う事となっています。また、堰払いについては自己管理となっています。</p> <p>その他として、販売については、「通信販売」と「ふるさと納税」で行うという事でした。また、培地に使う木材チップですが、特に気になるような臭いはありませんでした。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断しております。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
金 子 委 員	5番 金子です。参考までに76号案件の販売価格を教えてくださいなのですが。
事 務 局	販売価格は、■■■■■です。
議 長	よろしいですか。
金 子 委 員	はい。
草 苺 委 員	75号案件について、無償受贈という事ですが、譲渡人と譲受人はどのような関係なのでしょう。
事 務 局	75号案件についてでございますが、ご親戚の関係になっております。譲受人が本家の方で譲渡人が分家の方で、施設に入所した譲渡人が耕作できなくなり、本家に土地を返したいので、無償受贈になったという事です。
議 長	よろしいですか。

草 苧 委 員	はい。
大 築 ・ 会 長 職 務 代 理	75号案件について確認ですが、譲受人は、トマトのハウス栽培のための土地を農業法人に貸しておられますか。
事 務 局	平成22年から貸しております。
大 築 ・ 会 長 職 務 代 理	今度無償受贈される土地については、耕作するという事で理解してよろしいでしょうか。
事 務 局	はい。
草 苧 委 員	75号案件について、施設に入所している譲渡人は、判断能力はあるのですか。
事 務 局	判断能力はあると伺っております。
議 長	よろしいですか。
草 苧 委 員	はい。
議 長	他にございませんか。
議 長	無いようですのでお諮りします。 議 第187号について、許可することに異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第187号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議 長	次に進みます。 議 第188号 農地法第4条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書6ページをお願いします。 議 第188号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。内容は、7ページの3号、1件です。 8ページをご覧下さい。 3号について、場所は上樺沢で、畑地造成のための一時転用です。委員調査案件となっております。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、調査委員の報告をお願いします。 3号案件について9番 丸子 委員から報告をお願いします。

丸子委員	<p>9番丸子です。3号案件について報告いたします。</p> <p>申請人及び内容は記載のとおりです。</p> <p>転用目的ですが、申請地は、現況が田と畑に分かれており、現在、畑地の一部を利用し、わらびを栽培しています。高齢のため田として維持していく状況も難しく、また農地の借り手もないことから、今申請においては、田を現況の畑の高さまで盛土をして畑地に改良したく、申請に至りました。完了後は、息子と一緒にわらび栽培を拡張したく計画しています。盛土は山形市発注の道路側溝工事による建設残土を使用します。</p> <p>具体的な申請位置ですが、申請地は、山形市立第二中学校から西へ150mの場所に位置する農地です。宅地に囲まれた10ha未満の小集団農地で土地改良事業施行地ではありますが、市街化区域より500m以内の農地であることから2種農地と判断しました。畑地造成のための一時的な利用に該当するため、許可相当と判断しました。</p> <p>また、農地転用について最上川中流土地改良区からの意見書をいただいております。</p> <p>被害防除対策ですが、汚水・生活雑排水は、ありません。雨水は、地下浸透です。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第188号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第188号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第189号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>議 第189号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。</p> <p>内容は、10ページの78号から11ページの84号までの7件です。内1件、81号については4月6日付で、取り下げになっております。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>78号について、場所は西越で、駐車場及び資材置き場の設置です。</p>

<p>議 長</p> <p>日下部委員</p>	<p>委員調査案件となっております。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>79号について、場所は落合町で、建築条件付きの宅地分譲です。委員調査案件となっております。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>80号について、場所は長谷堂で、市立本沢小学校から、南西へ約400mに位置しており、2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は、現在、申請地の隣にある住宅に居住しておりますが、本沢川の河川改修工事に伴い、住宅の一部が収用されるため、住宅の移転が必要となったことから、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>81号について、4月6日付で、取り下げになっております。</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>82号について、場所は飯塚町で、山形市学校給食センターから北へ約600mに位置しており、2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は、現在、市内の共同住宅で妻と2人で生活しておりますが、将来のことを考え、自身が希望する環境にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>17ページをご覧ください。</p> <p>83号について、場所は蔵王半郷で、市立蔵王第一中学校から南へ約450mに位置しており、2種農地と判断しております。</p> <p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p> <p>譲受人は、現在、申請地に隣接する平屋住宅に妻と子2人の4人で生活しておりますが、手狭になっており、現在の住まいには、蔵王温泉で旅館業を営む妻の両親が今後、住まう予定であることから、妻の父親が所有する、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>84号について、場所は黄金で、仮設事務所及び工事作業スペース設置のための一時転用です。</p> <p>委員調査案件となっております。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>78号案件と84号案件について、8番 日下部 委員から報告をお願いします。</p> <p>78号案件について、申請人及び内容は記載のとおりです。</p>
-------------------------	--


	<p>転用する目的は、敷地拡張して駐車場及び資材置場にするという事です。譲受人は、土木工事業を営む法人です。昭和54年設立以降、舗装・土木工事を中心に事業を行っていますが、事業拡大に伴いトラック・建設機械の工事車両の駐車場や資材置場が不足していることにより土地を探していたところ、会社に隣接する当該農地が見つかり申請に至っております。</p> <p>具体的な申請位置ですが、申請地は、山形北インターチェンジ料金所より東へ約250mの場所に位置する農地です。土地改良事業施行地ですが、10ha未満の小集団農地かつ事業用地が連たんしている農地であることから、3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策ですが、汚水・生活雑排水は、なし。雨水は、地下浸透です。また、山形市東部土地改良区からの意見書があります。</p> <p>その他ですが、土地取得費は、[REDACTED]で、1㎡あたり[REDACTED]、坪当たり[REDACTED]です。</p> <p>土地造成費は、[REDACTED]です。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>日下部委員</p>	<p>続きまして、84号案件について、申請人及び内容は記載のとおりです。</p> <p>転用する目的は、トラックターミナル建築工事に伴う仮設事務所及び工事作業スペースにするという事です。</p> <p>農地法第5条第1項の規定に基づく許可をすでに得ている、[REDACTED]トラックターミナル建築工事に伴う仮設事務所及び作業員用の駐車場と建設用地と隣接する農地との境にL型擁壁の設置が必要なことから擁壁設置工事に際し、作業スペースが必要となり、一時的に利用したいということで申請に至りました。</p> <p>本件は一時転用であり、やむを得ないものと認められます。</p> <p>具体的な申請位置ですが、申請地は、山形市西消防署から、西へ約400mの場所に位置する農地です。10ha以上で土地改良事業施行地の農振農用地です。トラックターミナル建築工事に伴う仮設事務所の設置及び工事スペースであり、一時的な利用に該当するため、許可相当と判断しました。</p> <p>被害防除対策ですが、汚水・生活雑排水は、ありません。雨水は、地下浸透です。</p> <p>その他ですが、最上川中流土地改良区からの意見書があります。また、一時転用であることから、農地への復元計画については確認済みです。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます</p>
<p>議長 丸子委員</p>	<p>続きまして、79号案件について9番丸子委員から報告申し上げます。</p> <p>9番丸子です。79号案件について報告いたします。</p>

	<p>申請人及び内容は記載のとおりです。</p> <p>転用する目的ですが、建築条件付き25区画の宅地分譲です。</p> <p>譲受人は、千歳地区の中でも主要地方道山形天童線に近く、小学校や商業施設などもあり市内への交通アクセスも良いことから、落合地区に分譲住宅を計画すれば需要が見込めると判断し土地を探していたところ、当該農地が見つかり申請に至りました。申請地に代えて他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。なお、今計画は25区画の分譲となりますが、建築を条件に宅地分譲を許可するものです。</p> <p>具体的な申請位置ですが、申請地は山形国際交流プラザより西へ約200mの場所に位置する農地です。土地改良事業施行地ですが10ha未満の小集団農地かつ市街化区域より近接500m以内にある農地であることから、2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策ですが、汚水・生活雑排水は、公共下水道です。雨水は、宅地内は地下浸透で、開発道路の側溝への雨水については、山形市東部土地改良区で維持管理する水路への放流並びに農道使用についても、土地改良区から許可見込みがあることを確認しております。また、山形市東部土地改良区からの意見書が提出されております。</p> <p>その他としまして、土地取得費は、XXXXXXXXXX、1㎡あたりXXXXXXXXXX、坪あたりとしましてXXXXXXXXXX、土地造成費は、XXXXXXXXXX、建築費は、XXXXXXXXXX、1棟あたりの売買価格は、土地家屋込みでXXXXXXXXXXからXXXXXXXXXXを予定しています。1区画の面積は、XXXXXXXXXX前後となっています。取引銀行より十分な残高を有する残高証明書が提出されております。</p> <p>以上、調査の結果許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第189号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第189号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第190号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書19ページをお願いします。</p> <p>議 第190号 農地法第18条第6項の規定による通知についてで</p>

	<p>す。</p> <p>内容は、20ページの436号から、21ページの458号までの23件です。</p> <p>20ページをお願いします。</p> <p>436号について、農地法3条による貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付です。</p> <p>437号について、戦前からの農地貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>438、439号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>440、441号と442、443号について、同じ借受人による、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で貸付予定です。</p> <p>444、445号と446、447号について、同じ借受人による、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、転用目的で売却予定です。</p> <p>448、449号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で貸付です。</p> <p>21ページをお願いします。</p> <p>450、451号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で売買予定です。</p> <p>452、453号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>454、455号について、農協転貸の利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で貸付予定です。</p> <p>456、457号について、同じ借受人による、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、転用目的で貸付です。</p> <p>458号について、農地法3条による貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で貸付予定です。</p> <p>以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。</p> <p>農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議 長	無いようですのでお諮りします。議 第190号について、受理することに異議ありませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議 第190号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決します。
議	長	これで議事を終了します。
議	長	次に、報告事項に入ります。 報告事項の(1)から(4)まで、事務局から報告願います。
事	務	局
		続きまして、報告事項について説明いたします。 22ページをお願いします。 報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につきましても、23ページの165号から26ページの177号まで13件を受理しております。 次に、27ページをお願いします。 報告事項(2)、農地法第4条届出書の受理につきましても、28ページの18号から20号の3件を受理しております。 次に、29ページをお願いします。 報告事項(3)、農地法第5条届出書の受理につきましても、30ページの71号から31ページの77号まで7件を受理しております。 次に、32ページをお願いします。 報告事項(4)、農地法第5条の規定による許可につきましても、33ページの63号から35ページの66号まで12件について許可書を交付しております。 事務局からは以上です。
議	長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事	務	局
		次回の定例総会は、5月13日水曜日に開催する予定です。 委員調査については、調査日は、5月11日月曜日の予定です。 調査委員については、10番 齋藤 委員と11番 遠藤 委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
議	長	次に、8のその他ですが、先日の運営委員会で、運営委員会の結果については、今後、農政委員会で報告することになりましたが、この度は、農政委員会がありませんので、ここで、大築・会長職務代理者から報告願います。
大築・会長 職務代理者		(運営委員会の結果について報告)

議 長	次に、「農用地等一覧表の記入について」事務局よりお願いします。
事 務 局	「農用地等一覧表の記入について」ですが、農地パトロールで新たに再生可能なA分類と判断された農地の所有者へ意向調査を行いました が、蔵王、村木沢、西山形、出羽、楯山、高瀬地区の農業委員の方に、 農用地等一覧表の記入についてお願いをするものです。記入をお願い したい一覧表のほか、記入例を添付させていただきましたので、記入 例を参考に次回、5月の定例総会まで、提出をお願いいたします。
事 務 局	引き続き配布資料の説明をさせていただきたいのですが、よろしい でしょうか。
議 長	はい。
事 務 局	(「令和2年度 農業委員会事務局体制」及び「第37回定期総会開催」 について配布資料に基づき説明)
事 務 局	<p>続きまして、前回の総会で、法務局からの地目変更照会への回答と 農地パトロールによる非農地判断との取扱いを統一するようにとご指摘 をいただいた件ですが、先日の運営委員会で協議をさせていただきました ので報告します。</p> <p>法務局より、XXXXXXXXXX照会を いただいている状況です。農水省からの通達では、現況地目の判断に ついては、農業委員または農地利用最適化推進委員3人以上と農業委 員会事務局が現地調査をして回答をするとなっています。</p> <p>他市の状況を聞き取りさせていただいたところ、一番多いXXXXXXさ んで、照会件数は年間XXXXXX程度だそうです。他はXXXXXX XXXXXXXXXXという自治体がほとんどでございました。</p> <p>その中でほとんど照会が無いという自治体においては、委員の立会 いを求めているか又は特に判断が難しくないものについては山形市同 様に事務局のみによる調査・事務処理を行っているという事でござい ました。</p> <p>このような事をご報告申し上げた上で、実際には法務局の方から照 会が来て土日を含めて2週間以内に回答しなければならない事になっ ています。</p> <p>このような事から、非常に件数も多く場所もバラバラな中、現在事 務局の現地確認で困難な案件を除いては、基本的に事務局が調査を行 って処理をさせていただいております。回答についても、事務局から の調査報告という事で処理をさせていただいておりますが、農水省の 通知の中でも、農業委員会の総会等の都合等で、実際に期限が差し迫 った事案については、登記官と調整をして、事務局員等で省略をして 報告する事が可能となっておりますので、特に判断が困難でない案件 については、これまで同様事務局の方での調査・報告をさせていただ く事で了解をいただいております。なお、現地確認で判断が難しい場 合には、農水省の記載のとおり対処したいと考えております。</p>

	<p>皆様から農地パトロールをしていただく際には、 、この ようなものについても、調査内容を確認した上で回答をさせていただ いている状況にあります。</p> <p>皆様から農地パトロールをしていただく際に十分な調査と判断をい ただく非農地判断と法務局からの照会については一部処理に違いがご ざいますが、現状のやり方を基本として、判断が困難なものについて は皆様から今後立会いをお願いしていきたいと考えております。</p> <p>以上、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	草苺委員、よろしいですか。
草 苺 委 員	はい。
議 長	他にございませんか。
議 長	何もなければ、以上で第36回総会を閉会します。どうもご苦勞様 でした。
	(閉会午後2時25分)

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長



議事録署名委員



議事録署名委員

